

## 熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆様へ

更新日：2016年4月21日

このたびの熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

地震発生以降、熊本県内の一部の年金事務所等で建物被害により業務を停止し閉鎖しておりましたが、熊本東年金事務所及び熊本西年金事務所においては4月19日（火曜）に、熊本事務センターにおいては同20日（水曜）に復旧し、現在はすべての年金事務所等で業務を行っております。

業務再開までの間、お客様には何かとご不便とご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

なお、被害を受けられた皆様からのお問い合わせ・ご相談に対応する「被災者専用フリーダイヤル」（0120-558-656）を設置しましたのでご利用ください。

### 熊本県内の年金事務所等の稼働状況

熊本東年金事務所 建物被害のため閉鎖していましたが、復旧し現在は開所しています。

熊本西年金事務所 建物被害のため閉鎖していましたが、復旧し現在は開所しています。

八代年金事務所 通常どおり開所しています。

本渡年金事務所 通常どおり開所しています。

玉名年金事務所 通常どおり開所しています。

熊本事務センター 建物被害のため閉鎖していましたが、復旧し現在は業務を行っております。

街角の年金相談センター熊本 通常どおり開所しています。

※年金事務所等をお探しになる場合は、こちらをクリックしてください。

### 被災者専用フリーダイヤル

4月21日（木曜）午前8時30分から「被災者専用フリーダイヤル」の受付を開始します。

#### 1.被災者専用フリーダイヤル

0120-558-656

#### 2.受付時間

月曜：午前8時30分から午後7時

火曜～金曜：午前8時30分から午後5時30分

土日・祝日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※5 月以降の受付日時についてはホームページで改めてご案内いたします。

### 3.相談内容

国民年金の適用、保険料に関する相談

厚生年金保険の適用、徴収に関する相談

年金給付に関する相談

## 国民年金被保険者の方へ

### 国民年金保険料の免除制度について

このたびの地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について損害を受けられた方については、ご本人の申請とその損害額等に基づき、国民年金保険料の全額免除又は一部の免除を受けることができます。

全額免除等は、住宅等の財産について被害金額がおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方が申請された場合に対象となります。詳しくは被災者専用フリーダイヤル（0120-558-656）または各市区町村、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

### 国民年金保険料の口座振替について

国民年金保険料の口座振替での納付を止めることを希望される場合は、被災者専用フリーダイヤル（0120-558-656）またはお近くの年金事務所にご相談ください。

今回の平成 28 年 5 月 2 日（月曜）振替の停止手続について、4 月 25 日（月曜）までにご連絡いただくか、4 月 26 日（火曜）以降は直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

## 年金受給者の方へ

20 歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者等（※）の所得制限による支給停止の解除

次の年金・給付金の受給権者等（※）のうち、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている方で、震災等により、住宅等の財産について、おおむね 1/2 以上の損

害を受けられた方は、ご本人からの申請に基づき、損害を受けた月（平成 28 年 4 月）から支給停止を解除し、来年 7 月までは支給停止しません（給付します）。

詳しくは、被災者専用フリーダイヤル（0120-558-656）またはお近くの年金事務所までおたずねください。

なお、翌年（平成 29 年 7 月）に送付する所得状況届により前年（平成 28 年）の所得確認を行います。前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡って支給停止が行われますので、あらかじめご了承ください。

## 事業主の方へ

### 厚生年金保険料等の納付の猶予について

事業所が災害により、財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金）を一時に納付することが出来ないと認められるときは、申請により、厚生年金保険料等の納付の猶予を受けることができます。

詳しくは被災者専用フリーダイヤル（0120-558-656）またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

（※）

20 歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者（年金コード 2650・6350）

老齢福祉年金の受給権者

特別障害給付金の受給資格者